

取引証拠金等に関する規則目次

第1章 総則

第1条 (目的)

第2条 (定義)

第2章 取引証拠金

第1節 通則

第3条 (取引証拠金の目的)

第4条 (取引証拠金維持額及びSPAN証拠金額)

第5条 (自己分の取引証拠金維持額)

第6条 (委託分の取引証拠金維持額)

第7条 (委託者の預託必要額)

第8条 (取引証拠金維持必要額及び預託必要額の総額)

第9条 (充用有価証券等及び外貨の取扱い)

第2節 清算参加者の取引証拠金

第10条 (自己分の取引証拠金の預託)

第10条の2 (委託分及び商品清算取引分の取引証拠金の預託)

第11条 (委託分の取引証拠金の預託)

第12条 (取次者に係る取引証拠金の預託)

第13条 (商品清算取引分の取引証拠金の預託)

第14条 (取引証拠金の預託時限)

第15条 (自己分の取引証拠金の維持)

第16条 (委託分及び取次者の取引証拠金の維持)

第17条 (商品清算取引分の取引証拠金の維持)

第18条 (取引証拠金の預託時限)

第19条 (取引証拠金の区分及び管理方法)

第20条 (取引証拠金に係る返還請求権)

第21条 (自己分の取引証拠金維持額の通知並びに委託分の取引証拠金維持額及び預託必要額の申告)

第22条 (委託者の委託及び非清算参加者の商品清算取引に係る商品市場における取引に関する事項の報告義務)

第2章の2 受渡代金等

第22条の2 (自己分の受渡代金等の預託)

- 第22条の3 (委託分の受渡代金等の預託)
- 第22条の4 (取次者に係る受渡代金等の預託)
- 第22条の5 (商品清算取引分の受渡代金等の預託)
- 第22条の6 (受渡代金等に係る返還請求権)

第3章 支払不能による債務引受停止の場合における未決済約定の取扱い等

第1節 未決済約定の取扱い

- 第23条 (支払不能による債務引受停止又は支払不能による取引停止等による取引証拠金の返還の停止)
- 第24条 (清算参加者の自己の計算による未決済約定の取扱い)
- 第25条 (清算参加者の委託者の委託に基づく未決済約定の取扱い)
- 第26条 (商品清算取引の委託に基づく未決済約定の取扱い)

第2節 清算参加者の委託分の取引証拠金の取扱い

- 第27条 (委託分の取引証拠金の取扱い)
- 第28条 (差換預託分の取引証拠金等の換金)
- 第29条 (差換預託分の取引証拠金等の取扱いの特例)
- 第30条 (委託分の取引証拠金に係る返還請求権の特例)
- 第31条 (取次者に係る委託分の取引証拠金に係る返還請求権の特例)
- 第32条 (移管された未決済約定に係る取引証拠金の返戻等)

第3節 非清算参加者の委託分の取引証拠金の取扱い

- 第33条 (委託分の取引証拠金の取扱い)

第3節の2 委託分の受渡代金等の取扱い

- 第33条の2 (受渡代金等に係る返還請求権の特例)

第3節の3 遠隔地仲介非清算参加者及び海外顧客に係る取引証拠金等の取扱い

- 第33条の3 (遠隔地仲介非清算参加者の海外顧客に係る取引証拠金等の取扱いの特例)
- 第33条の4 (海外顧客に係る取引証拠金の取扱い)
- 第33条の5 (差換預託分の取引証拠金等の換金)
- 第33条の6 (差換預託分の取引証拠金等の取扱いの特例)
- 第33条の7 (海外顧客分の取引証拠金に係る返還請求権の特例)
- 第33条の8 (移管された未決済約定に係る取引証拠金の返戻等)
- 第33条の9 (受渡代金等に係る返還請求権の特例)

第4節 雑則

- 第34条 (未決済約定の引継ぎ等に伴うその他の取扱い)
- 第34条の2 (決済方法の変更等)

第4章 取引証拠金の預託の委託に係る契約

- 第35条（差換預託L G契約に係る契約額の届出）
- 第36条（差換預託L G契約に係る猶予額の預託の指示）
- 第37条（差換預託L G契約に伴うその他の取扱い）
- 第37条の2（直接預託L G契約）
- 第37条の3（直接預託L G契約の申請及び承認）
- 第37条の4（直接預託L G契約に係る契約額の届出）
- 第37条の5（直接預託L G契約に係る猶予額の預託の指示）
- 第37条の6（直接預託L G契約に伴うその他の取扱い）

第5章 雑則

- 第38条（利息）
- 第39条（取次者に対する適用）
- 第40条（商品清算取引に対する適用）
- 第41条（取引証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する必要事項の決定）
- 第42条（改正権限）

附則

取引証拠金等に関する規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、業務方法書第60条の規定に基づき、商品市場における取引に係る取引証拠金並びに受渡しの決済のために預託される金銭及び有価証券その他の物並びに支払不能による債務引受停止の場合における未決済約定の取扱い等について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において「先物取引」とは、業務方法書第2条第1号から第4号までに掲げる現物先物取引、現金決済先物取引、指数先物取引又はオプション取引をいう。

2 この規則において「指定市場開設者」とは、業務方法書第3条に規定する指定商品市場を開設する指定市場開設者をいう。

3 この規則において「会員等」とは、指定市場開設者の会員又は取引参加者をいう。

4 この規則において「商品市場における取引に係る債務」とは、商品市場における取引の決済に係る金銭の支払債務及びその他の商品市場における取引に関して負担すべき債務をいう。

5 この規則において「取次者」とは、商品市場における取引の委託の取次ぎを受託した者をいう。

6 この規則において「取次委託者」とは、商品市場における取引の委託の取次ぎを委託した者をいう。

7 この規則において「清算取次者」とは、商品清算取引の委託の取次ぎの委託の取次ぎを受託した者をいう。

8 この規則において「清算取次委託者」とは、商品清算取引の委託の取次ぎを委託した者（清算取次者を除く。）をいう。

9 この規則において「清算取次者に対する委託者」とは、商品清算取引の委託の取次ぎの委託の取次ぎを委託した者をいう。

10 この規則において「清算参加者」とは、業務方法書第5条第1項に規定する清算参加者をいう。

11 この規則において「非清算参加者」とは、業務方法書第10条に規定する非清算参加者をいう。

- 1 2 この規則において「指定清算参加者」とは、業務方法書第10条に規定する指定清算参加者をいう。
- 1 3 この規則において「支払不能による債務引受停止」とは、業務方法書第68条及び第69条の規定に基づく債務の引受けの停止の措置をいう。
- 1 4 この規則において「支払不能による取引停止等」とは、指定市場開設者による商品市場における取引若しくは商品清算取引の委託の停止の処分（指定市場開設者が会員等を違約者と認めたことによるものに限る。）又は支払不能による債務引受停止が行われた場合の指定市場開設者による商品市場における取引若しくは商品清算取引の委託の停止の処分をいう。
- 1 5 この規則において「SPAN」とは、Chicago Mercantile Exchange が開発した証拠金計算方法であるSPAN®をいう。
- 1 6 この規則において「海外顧客」とは、業務方法書運用要綱第13条の2に規定する海外顧客をいう。
- 1 7 この規則において「遠隔地仲介非清算参加者」とは、業務方法書運用要綱第13条の2に規定する遠隔地仲介非清算参加者をいう。

第2章 取引証拠金

第1節 通則

(取引証拠金の目的)

第3条 取引証拠金は、この規則で定めるところにより、次に掲げる商品市場における取引に係る債務の履行を確保するためのものとする。

- (1) 清算参加者が当社に対して支払い又は引き渡すべき商品市場における取引に係る債務
 - (2) 非清算参加者が清算参加者に対して支払い又は引き渡すべき商品市場における取引に係る債務
 - (3) 委託者が会員等に対して負担する商品市場における取引に係る債務（会員等が非清算参加者である場合は、清算取次委託者及び海外顧客が会員等に対して負担する商品市場における取引に係る債務を含む。）
 - (4) 取次者が会員等に対して負担する商品市場における取引に係る債務（会員等が非清算参加者である場合は、清算取次者が会員等に対して負担する商品市場における取引に係る債務を含む。）
 - (5) 取次委託者が取次者に対して負担する商品市場における取引に係る債務（取次者が商品市場における取引を委託する会員等が非清算参加者である場合は、その清算取次者に対して清算取次者に対する委託者が負担する商品市場における取引に係る債務を含む。）
- 2 当社、清算参加者、非清算参加者、取次者又は清算取次者は、前項に規定する債務につき不履行が発生した場合には、取引証拠金に対する権利を行使し、当該債務の弁済に充当することができる。

(取引証拠金維持額及びSPAN証拠金額)

第4条 この規則において「取引証拠金維持額」とは、建玉の維持及び受渡しの履行の担保として必要な証拠金額をいい、その算定方法は次条及び第6条に定めるとおりとする。

- 2 この規則において「SPAN証拠金額」とは、SPANにより算出された証拠金額をいい、これを計算するために必要な変数等は、当社が定める。

(自己分の取引証拠金維持額)

第5条 自己分の取引証拠金維持額は、自己分の取引証拠金所要額に自己分の取引受渡証拠金を加えて得た額とする。この場合において、これらの用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 自己分の取引証拠金所要額

自己分の取引証拠金所要額は、自己分のSPAN証拠金額から自己分のネット・オプション価値の総額を差し引いて得た額とする。

イ 自己分のSPAN証拠金額

先物取引に係る自己の計算による建玉について、SPANにより計算した証拠金額をいう。

ロ 自己分のネット・オプション価値の総額

次のa又はbに掲げる自己分の買オプション価値の総額から自己分の売オプション価値の総額を差し引いて得た額をいう。

a 自己分の買オプション価値の総額は、指定商品市場の上場商品構成物品ごとに自己の計算による買建玉が売建玉を上回るオプション取引の銘柄のそれぞれについて、買越数量（買建玉が売建玉を上回るときの買建玉と売建玉の差引数量をいう。以下同じ。）にその日の当該銘柄の帳入値段を乗じて得た額に、当該銘柄の売買単位を乗じて算出した額の合計額とする。

b 自己分の売オプション価値の総額は、指定商品市場の上場商品構成物品ごとに自己の計算による売建玉が買建玉を上回るオプション取引の銘柄のそれぞれについて、売越数量（売建玉が買建玉を上回るときの売建玉と買建玉の差引数量をいう。以下同じ。）にその日の当該銘柄の帳入値段を乗じて得た額に、当該銘柄の売買単位を乗じて算出した額の合計額とする。

(2) 自己分の取引受渡証拠金

自己分の取引受渡証拠金は、指定市場開設者の開設する指定商品市場において、受渡しにより決済を行う場合に必要となる証拠金額をいう。

(委託分の取引証拠金維持額)

第6条 各委託者の取引証拠金維持額は、当該委託者の取引証拠金所要額に当該委託者の取引受渡証拠金を加えて得た額とする。この場合において、これらの用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 委託者の取引証拠金所要額

委託者の取引証拠金所要額は、当該委託者のSPAN証拠金額から当該委託者のネット・オプション価値の総額を差し引いて得た額とする。

イ 委託者のSPAN証拠金額

先物取引に係る当該委託者の委託に基づく建玉について、SPANにより計算した証拠金額をいう。

ロ 委託者のネット・オプション価値の総額

次の a 又は b に掲げる委託者の買オプション価値の総額から当該委託者の売オプション価値の総額を差し引いて得た額をいう。

a 委託者の買オプション価値の総額は、指定商品市場の上場商品構成物品ごとに当該委託者の委託に基づく買建玉が売建玉を上回るオプション取引の銘柄のそれぞれについて、買越数量にその日の当該銘柄の帳入値段を乗じて得た額に、当該銘柄の売買単位を乗じて算出した額の合計額とする。

b 委託者の売オプション価値の総額は、指定商品市場の上場商品構成物品ごとに当該委託者の委託に基づく売建玉が買建玉を上回るオプション取引の銘柄のそれぞれについて、売越数量にその日の当該銘柄の帳入値段を乗じて得た額に、当該銘柄の売買単位を乗じて算出した額の合計額とする。

(2) 委託者の取引受渡証拠金

委託者の取引受渡証拠金は、指定市場開設者の開設する指定商品市場において、当該委託者が受渡しにより決済を行う場合に必要となる証拠金額をいう。

2 前項の規定にかかわらず、遠隔地仲介非清算参加者が商品清算取引の委託の取次ぎを行う海外顧客に係る取引証拠金維持額は、海外顧客分取引証拠金所要額に海外顧客に係る取引受渡証拠金を加えて得た額とする。この場合において、これらの用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 海外顧客分取引証拠金所要額

海外顧客分取引証拠金所要額は、海外顧客分のSPAN証拠金額から海外顧客分のネット・オプション価値の総額を差し引いて得た額とする。

イ 海外顧客分のSPAN証拠金額

遠隔地仲介非清算参加者の全ての海外顧客が有する先物取引に係る建玉を一の委託者の建玉としてSPANにより計算した証拠金額をいう。

ロ 海外顧客分のネット・オプション価値の総額

次の a 又は b に掲げる海外顧客分の買オプション価値の総額から海外顧客分の売オプション価値の総額を差し引いて得た額をいう。

a 海外顧客分の買オプション価値の総額は、指定商品市場の上場商品構成物品ごとに遠隔地仲介非清算参加者の全ての海外顧客の商品清算取引の委託の取次ぎの依頼に基づく買建玉が売建玉を上回るオプション取引の銘柄のそれぞれについて、買越数量にその日の当該銘柄の帳入値段を乗じて得た額に、当該銘柄の売買単位を乗じて算出した額の合計額とする。

- b 海外顧客分の売オプション価値の総額は、指定商品市場の上場商品構成物品ごとに遠隔地仲介非清算参加者の全ての海外顧客の商品清算取引の委託の取次ぎの依頼に基づく売建玉が買建玉を上回るオプション取引の銘柄のそれぞれについて、売越数量にその日の当該銘柄の帳入値段を乗じて得た額に、当該銘柄の売買単位を乗じて算出した額の合計額とする。

(2) 海外顧客に係る取引受渡証拠金

海外顧客に係る取引受渡証拠金は、指定市場開設者の開設する指定商品市場において、遠隔地仲介非清算参加者の全ての海外顧客の商品清算取引の委託の取次ぎの依頼に基づき受渡しにより決済を行う場合に必要となる証拠金額をいう。

- 3 この規則において、「委託者の取引証拠金維持額の総額」とは、前2項に基づき計算された各委託者及び海外顧客に係る取引証拠金維持額を合算したものをいう。

(委託者の預託必要額)

第7条 この規則において「委託者の預託必要額」とは、各委託者が取引証拠金として差し入れ又は委託証拠金として預託している金銭の額及び第9条に規定する充用有価証券等を充用価格（当社が定める充用価格をいう。以下同じ。）により評価した額の合計額に、当該委託者の値洗損益金通算額、売買差損益金及びオプション取引における未決済の取引代金を加減し、当該委託者の負担すべき額で清算参加者が必要と認める額を減じて得た額をいう。ただし、当該額が当該委託者の取引証拠金維持額を下回るときは、当該取引証拠金維持額を当該委託者の預託必要額とする。

- 2 この規則において「海外顧客の預託必要額」とは、海外顧客が遠隔地仲介非清算参加者に委託証拠金として預託している金銭の額及び第9条に規定する充用有価証券等を充用価格により評価した額の合計額をいう。この場合において、当該額が海外顧客に係る取引証拠金維持額を下回るときは、海外顧客に係る取引証拠金維持額を海外顧客に係る預託必要額とする。
- 3 第19条第1項第2号の区分に係る取引証拠金の全部又は一部が第9条に規定する充用有価証券等により預託された場合であつて、値洗損益金通算額、売買差損益金及びオプション取引における未決済の取引代金の合計額から委託者が負担すべき額で清算参加者が必要と認める額を減じて得た額が負となるときは、第1項の規定にかかわらず、金銭による預託額を超えて当該負となる額を減じてはならない。
- 4 この規則において「委託者の預託必要額の総額」とは、第1項に基づき計

算された各委託者の預託必要額を合算したものに、第2項に基づき計算された海外顧客の預託必要額を加算したものをいう。

(取引証拠金維持必要額及び預託必要額の総額)

第8条 第5条の自己分の取引証拠金維持額に第6条第3項の委託者の取引証拠金維持額の総額を加えた額を業務方法書第68条第1項第4号の取引証拠金維持必要額として取扱うものとする。

2 第5条に定める自己分の取引証拠金維持額を自己分の預託必要額とし、これに前条第4項の委託者の預託必要額の総額を加えた額を業務方法書第69条第1項の預託必要額の総額として取扱うものとする。

(充用有価証券等及び外貨の取扱い)

第9条 取引証拠金、委託証拠金、取次証拠金及び清算取次証拠金は、この規則の定めるところにより、業務方法書第61条第3項に定める有価証券等、倉荷証券（指定市場開設者が定めるところにより、取引の決済のため受渡しの目的物とすることができる上場商品の保管を証する倉荷証券に限る。）及び外貨（以下「充用有価証券等」という。）をもって預託することができる。

2 外貨について必要な事項は当社が別に定める。

第2節 清算参加者の取引証拠金

(自己分の取引証拠金の預託)

第10条 清算参加者は、自己の計算による商品市場における取引の売付け若しくは買付けが成立した場合（オプション取引にあつては、売付けが成立した場合に限る。）又は受渡しにより決済を行う場合は、第5条の自己分の取引証拠金維持額以上の額の取引証拠金を、当社が定めるところにより、当社に預託しなければならない。この場合において、当該取引証拠金は、充用有価証券等をもって預託することができる。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、清算参加者が法第179条第8項の規定において準用する法第103条第8項の規定に基づく契約（以下「直接預託LG契約」という。）を当社の承認を受けて銀行等（商品先物取引法施行規則（平成17年農林水産省・経済産業省令第3号）第44条第1項の銀行等をいう。以下同じ。）と締結し、当社にその旨を届け出ている場合は、第37条の2から第37条の6の規定により、当該契約額の範囲内で預託を猶予することができる。

(委託分及び商品清算取引分の取引証拠金の預託)

第10条の2 清算参加者は、委託者の委託、取次委託者の委託の取次ぎの委託、清算取次委託者の委託の取次ぎの委託、海外顧客の委託の取次ぎの依頼又は清算取次者に対する委託者の委託の取次ぎの委託の取次ぎの委託に基づく商品市場における取引の売付け又は買付けが成立した場合（オプション取引にあっては、売付けが成立した場合に限る。）及び受渡しにより決済を行う場合は、第6条第3項に規定する委託者の取引証拠金維持額の総額以上の額の取引証拠金を、当社が定めるところにより当社に預託しなければならない。

(委託分の取引証拠金の預託)

第11条 清算参加者は、委託者が取引証拠金を差し入れた場合にあつては、第7条第1項に基づき算出した委託者の預託必要額以上の額を、当該委託者の代理人として、当社が定めるところにより、当社に預託しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、清算参加者は、委託者が取引証拠金を差し入れた日から起算して4営業日までの間においては、当該委託者が取引証拠金として差し入れた金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額（当社が定める時価評価額をいう。以下同じ。）の合計額に相当する額以上の金銭をもって、第19条第1項第4号の区分に係る取引証拠金として、当社が定めるところにより、当社に預託することができる。この場合において、当該取引証拠金は、充用有価証券等をもって預託することができる。
- 3 清算参加者は、委託者が委託証拠金を預託した場合にあつては、第7条第1項に基づき算出した委託者の預託必要額を取引証拠金として金銭及び充用有価証券等をもって、当社が定めるところにより、当社に預託しなければならない。この場合において、当該委託者が委託証拠金として預託した金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額に相当する額以上の額を取引証拠金として預託しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、当社は、清算参加者が法第179条第7項の規定において準用する法第103条第7項の規定に基づいて、主務大臣の承認を受けて、銀行等との契約（以下「差換預託LG契約」という。）を締結し、当社にその旨を届け出ている場合は、第35条から第37条の規定により、当該契約額の範囲内で預託を猶予することができる。
- 5 第1項から第3項までの場合において、清算参加者は、各委託者が当該清算参加者取引証拠金として差し入れ又は委託証拠金として預託した金銭の額及び充用有価証券等を充用価格により評価した額の合計額が第6条第1項に規定する当該委託者の取引証拠金維持額に満たないときは、当該取引証拠

金維持額から当該委託者が差し入れた取引証拠金又は預託した委託証拠金を差し引いた額以上の金銭をもって、取引証拠金として、当社が定めるところにより、当社に預託しなければならない。この場合において、当該取引証拠金は、充用有価証券等をもって預託することができる。

- 6 第1項の規定にかかわらず、清算参加者は委託者が取引証拠金を充用有価証券等で差し入れている場合であって、指定市場開設者が定める受託契約準則の規定に基づき当該充用有価証券等を当該委託者の債務の弁済に充当する場合にあっては、当該充用有価証券等の換価処分を行うまでの間、第2項の規定に準じて取引証拠金を預託しなければならない。この場合において、当該充用有価証券等については、第7条第3項の規定を適用しないものとする。
- 7 第1項の規定にかかわらず、当社は、委託者が清算参加者の承諾及び当社の承認を受けて直接預託L G契約を銀行等と締結し、当社にその旨を届け出ているときは、第37条の2から第37条の6の規定により、当該契約額の範囲内で預託を猶予することができる。

(取次者に係る取引証拠金の預託)

- 第12条 清算参加者は、取次者が取引証拠金を差し入れた場合又は取次者が取次委託者の代理人として取引証拠金を差し入れた場合は、これら全部の取引証拠金を、当該取次者又は当該取次委託者の代理人として当社に預託しなければならない。
- 2 清算参加者は、取次者が委託証拠金を預託した場合又は取次者が取次委託者の代理人として委託証拠金を預託した場合においては、当該取次者が委託証拠金として預託した金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額に相当する額以上の額をもって、取引証拠金として当社に預託しなければならない。この場合において、当該取引証拠金は充用有価証券等をもって預託することができる。
- 3 前条第2項及び第6項の規定は第1項の取引証拠金の預託に、前条第4項の規定は前項の取引証拠金の預託に準用する。
- 4 第1項及び第2項の場合において、清算参加者は、各取次者が当該清算参加者に取引証拠金として差し入れ又は委託証拠金として預託した金銭の額及び充用有価証券等を充用価格により評価した額の合計額が、当該取次者の取引証拠金の額として当該取次者が申告した額に満たないときは、当該申告した額から当該取次者が差し入れた取引証拠金又は預託した委託証拠金を差し引いた額以上の金銭をもって、取引証拠金として、当社が定めるところにより、当社に預託しなければならない。この場合において、当該取引証拠金は、充用有価証券等をもって預託することができる。

- 5 第1項の取次委託者が取次者を代理人とした場合においては、同項の規定にかかわらず、当社は、取次委託者が清算参加者及び取次者の承諾並びに当社の承認を受けて直接預託LG契約を銀行等と締結し、当社にその旨を届け出ているときは、第37条の2から第37条の6の規定により、当該契約額の範囲内で預託を猶予することができる。

(商品清算取引分の取引証拠金の預託)

第13条 清算参加者は、非清算参加者が差し入れた取引証拠金の全部を、当該非清算参加者、当該非清算参加者の清算取次委託者、清算取次者又は清算取次者に対する委託者の代理人として、当社が定めるところにより、当社に預託しなければならない。

- 2 第11条第4項の規定は、前項の取引証拠金の預託について準用する。

- 3 第1項の場合において、清算参加者は、各非清算参加者が清算参加者に取引証拠金として差し入れた金銭の額及び充用有価証券等を充用価格により評価した額の合計額が、当該非清算参加者の取引証拠金の額として非清算参加者が申告した額に満たないときは、当該額から当該非清算参加者が差し入れた取引証拠金を差し引いた額以上の金銭をもって、取引証拠金として、当社が定めるところにより、当社に預託しなければならない。この場合において、当該取引証拠金は、充用有価証券等をもって預託することができる。

- 4 非清算参加者が当該非清算参加者の指定清算参加者を代理人とした場合、清算取次委託者が非清算参加者及び当該非清算参加者の指定清算参加者を代理人とした場合又は清算取次者に対する委託者が清算取次者、非清算参加者及び当該非清算参加者の指定清算参加者を代理人とした場合は、第1項及び第3項の規定にかかわらず、当社は、非清算参加者にあつては当該非清算参加者の指定清算参加者の承諾、清算取次委託者にあつては非清算参加者及び当該非清算参加者の指定清算参加者の承諾、清算取次者に対する委託者にあつては清算取次者、非清算参加者及び非清算参加者の指定清算参加者の承諾並びに当社の承認を受けて直接預託LG契約を銀行等と締結し、当社にその旨を届け出ているときは、第37条の2から第37条の6の規定により、当該契約額の範囲内で預託を猶予することができる。

(取引証拠金の預託時限)

第14条 第10条から前条までの規定による取引証拠金の預託は、商品市場における取引（オプション取引を除く。）の売付け若しくは買付けが成立した取引日若しくは商品市場における取引（オプション取引に限る。）の売付けが成立した取引日の日中立会の属する営業日の翌営業日正午まで又は清算参加

者が取引証拠金の差し入れを受けた日若しくは委託証拠金の預託を受けた日の翌営業日正午までに行うものとする。この場合、当社は、当社が必要があると認めるときは、取締役会の議を経て、預託日時を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

(自己分の取引証拠金の維持)

第15条 清算参加者は、自己分の取引証拠金として当社に預託している金銭の額、充用有価証券等を充用価格により評価した額及び第10条第2項の規定により預託を猶予した額の合計額が自己分の取引証拠金維持額に満たない場合は、その不足額以上の額を、自己分の取引証拠金として、当社が定めるところにより、当社に追加預託しなければならない。この場合において、当該取引証拠金は、充用有価証券等をもって預託することができる。

(委託分及び取次者の取引証拠金の維持)

第16条 清算参加者は、第11条第1項、第2項、第3項、第4項及び第7項の規定により委託者の取引証拠金として当社に預託している金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額が、当該委託者が取引証拠金として差し入れ又は委託証拠金として預託した金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額に満たない場合には、その不足額以上の額を、委託分の取引証拠金として、第11条第1項、第2項、第3項、第4項及び第7項に準じて当社に追加預託しなければならない。

2 清算参加者は、各委託者が取引証拠金として差し入れ又は委託証拠金として預託した金銭の額及び充用有価証券等を充用価格により評価した額の合計額が第6条第1項に規定する委託者の取引証拠金維持額に満たないときは、その不足額以上の額を、委託分の取引証拠金として、第11条第5項に準じて当社に追加預託しなければならない。

3 清算参加者は、取次者が当該清算参加者に差し入れるべき取引証拠金に不足額が生じた場合において当該取次者が当該不足額以上の額の取引証拠金を追加差し入れ又は委託証拠金を追加預託したときは、これらの全部を、第12条に準じて当社に追加預託しなければならない。

4 清算参加者は、取次者が取引証拠金として差し入れ又は委託証拠金として預託した金銭の額及び充用有価証券等を充用価格により評価した額の合計額が当該取次者の取引証拠金の額として当該取次者が清算参加者へ申告した額に満たないときは、その不足額以上の額を、取次者に係る取引証拠金として、第12条に準じて当社に追加預託しなければならない。

(商品清算取引分の取引証拠金の維持)

第17条 清算参加者は、非清算参加者が当該清算参加者に差し入れるべき取引証拠金に不足額が生じた場合において当該非清算参加者が当該不足額以上の額の取引証拠金を追加差入れしたときは、当該取引証拠金の全部を、第13条第3項に準じて当社に追加預託しなければならない。

2 清算参加者は、各非清算参加者が取引証拠金として差し入れた金銭の額及び充用有価証券等を充用価格により評価した額の合計額が、当該非清算参加者の取引証拠金の額として非清算参加者が申告した額に満たないときは、その不足額以上の額を、取引証拠金として、第13条第3項に準じて当社に追加預託しなければならない。

(取引証拠金の預託時限)

第18条 第15条から前条までの規定による取引証拠金の預託は、不足が生じた日の翌営業日正午までに行うものとする。

(取引証拠金の区分及び管理方法)

第19条 第10条から第13条まで及び第15条から第17条までの取引証拠金の預託は、次の各号に掲げる取引証拠金に区分して行うものとする。

- (1) 清算参加者が自己の計算による商品市場における取引につき当社に預託する取引証拠金（以下「清算参加者自己分の取引証拠金」という。）
- (2) 清算参加者が委託者及び取次委託者の委託に基づく商品市場における取引につき当社に預託する取引証拠金（以下「清算参加者委託分の取引証拠金」という。）のうち、当該委託者及び当該取次委託者から当該清算参加者に取引証拠金として差し入れられたもの（次号に規定する取引証拠金を除く。以下「清算参加者委託分の取引証拠金（直接預託分）」という。）
- (3) 清算参加者委託分の取引証拠金のうち、取次委託者が取次者に取次証拠金を預託した場合において、当該取次者から清算参加者に当該取次証拠金に相当する取引証拠金として差し入れられたもの（以下「清算参加者委託分の取引証拠金（取次者差換預託分）」という。）
- (4) 清算参加者委託分の取引証拠金のうち、委託者、取次委託者及び取次者が清算参加者に委託証拠金を預託した場合において、当該清算参加者が当該委託証拠金に相当する取引証拠金として当社に預託したもの（以下「清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）」という。）
- (5) 指定清算参加者が非清算参加者の自己の計算による商品市場における取引につき当社に預託する取引証拠金（以下「非清算参加者自己分の取引証拠金」という。）

- (6) 指定清算参加者が、清算取次委託者及び清算取次者に対する委託者の委託並びに海外顧客の委託の取次ぎの依頼に係る商品市場における取引につき当社に預託する取引証拠金（以下「非清算参加者委託分の取引証拠金」という。）のうち、当該清算取次委託者及び当該清算取次者に対する委託者から当該非清算参加者に取引証拠金として差し入れられたもの（次号に定める取引証拠金を除く。以下「非清算参加者委託分の取引証拠金（直接預託分）」という。）
- (7) 非清算参加者委託分の取引証拠金のうち、清算取次者に対する委託者が清算取次者に清算取次証拠金を預託した場合において、当該清算取次者から非清算参加者に当該清算取次証拠金に相当する取引証拠金として差し入れられたもの（以下「非清算参加者委託分の取引証拠金（清算取次者差換預託分）」という。）
- (8) 非清算参加者委託分の取引証拠金のうち、清算取次委託者、清算取次者に対する委託者及び清算取次者が非清算参加者に委託証拠金を預託した場合（遠隔地仲介非清算参加者が指定清算参加者に取引証拠金を差し入れた場合を含む。）において、当該非清算参加者から指定清算参加者に当該委託証拠金に相当する取引証拠金として差し入れられたもの（以下「非清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）」という。）
- 2 当社は、第10条から第13条まで及び第15条から第17条までの規定により当社に預託される取引証拠金について、前項各号に規定する区分により管理を行うものとする。

(取引証拠金に係る返還請求権)

第20条 当社に預託された清算参加者の各委託者に係る清算参加者委託分の取引証拠金に対する返還請求権は、当該各委託者により清算参加者委託分の取引証拠金（直接預託分）として当社に預託された金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額並びに清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）として当社に預託された金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額のうち当該各委託者により委託証拠金として預託された金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額（当該各委託者が差し入れた取引証拠金が当社に預託されるまでの間第11条第2項の規定に基づき清算参加者が当社に預託した取引証拠金及び当該各委託者が充用有価証券等で取引証拠金を差し入れている場合であって、当該充用有価証券を換価処分するまでの間第11条第6項の規定に基づき清算参加者が当社に預託した取引証拠金を含む。以下この項において「清算参加者委託者分現預託合計額」という。）を限度として、次の各号に掲げる者が、当該各号に定める額に相当する部分について

有するものとする。

(1) 当該各委託者

清算参加者委託者分現預託合計額から当該各委託者が清算参加者に対して負担する商品市場における取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額を控除した額（第30条第2項の規定により委託者が当社に直接返還請求権を行使することができる場合であって、当該委託者が直接預託分として充用有価証券等にて取引証拠金を当社に預託し、この未履行部分に相当する額があるときは、当該充用有価証券等を当社が適当と認めた方法により換金した額から当該未履行部分に相当する額及び当該換金に要した額を控除した額とする。この場合において、この委託者と当社との間に委任契約が成立していたものとする。）

(2) 清算参加者

清算参加者委託者分現預託合計額から、当該清算参加者が当社に対して支払い又は引き渡すべき当該各委託者の委託に基づく商品市場における取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額及び前号に定める額を控除した額

- 2 当社に預託された各取次委託者に係る清算参加者委託分の取引証拠金に対する返還請求権は、当該各取次委託者により清算参加者委託分の取引証拠金（直接預託分）として当社に預託された金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額、清算参加者委託分の取引証拠金（取次者差換預託分）として当社に預託された金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額のうち当該各取次委託者により取次証拠金として預託された金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額並びに清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）として当社に預託された金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額のうち当該各取次委託者により取次証拠金又は委託証拠金として預託された金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額（当該各取次委託者が差し入れた取引証拠金が当社に預託されるまでの間第12条第3項において準用する第11条第2項の規定に基づき清算参加者が当社に預託した取引証拠金及び当該各取次委託者が充用有価証券等で取引証拠金を差し入れている場合であって、当該充用有価証券を換価処分するまでの間第12条第3項において準用する第11条第6項の規定に基づき清算参加者が当社に預託した取引証拠金を含む。以下この項において「清算参加者取次委託者分現預託合計額」という。）を限度として、次の各号に掲げる者が、当該各号に定める額に相当する部分について有するものとする。

(1) 当該各取次委託者

清算参加者取次委託者分現預託合計額から、当該各取次委託者が当該取次

者に対して負担する商品市場における取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額を控除した額（第31条第1項の規定により取次委託者が当社に直接返還請求権を行使することができる場合であって、当該取次委託者が直接預託分として充用有価証券等にて取引証拠金を当社に預託し、この未履行部分に相当する額があるときは、当該充用有価証券等を当社が適当と認めた方法により換金した額から当該未履行部分に相当する額及び当該換金に要した額を控除した額とする。この場合において、この取次委託者と当社との間に委任契約が成立していたものとする。）

(2) 当該取次者

清算参加者取次委託者分現預託合計額から、当該取次者が清算参加者に対して負担する当該各取次委託者の委託に基づく商品市場における取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額及び前号に定める額を控除した額

(3) 清算参加者

清算参加者取次委託者分現預託合計額から、当該清算参加者が当社に対して支払い又は引き渡すべき当該各取次委託者の委託に基づく商品市場における取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額及び前2号に定める額を控除した額

- 3 当社に預託された各取次者に係る清算参加者委託分の取引証拠金に対する返還請求権は、清算参加者委託分の取引証拠金（取次者差換預託分）として当社に預託された金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額のうち当該取次委託者により取次証拠金として預託された金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額を超えて当社に預託された額並びに清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）として当社に預託された金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額のうち当該取次委託者により取次証拠金として預託された金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額を超えて委託証拠金として清算参加者に預託された額（以下この項において「清算参加者取次者分現預託合計額」という。）を限度として、次の各号に掲げる者が、当該各号に定める額に相当する部分について有するものとする。

(1) 当該取次者

清算参加者取次者分現預託合計額から当該取次者が清算参加者に対して負担する商品市場における取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額（前項第2号の規定により控除された額を除く。）を控除した額

(2) 清算参加者

清算参加者取次者分現預託合計額から、当該清算参加者が当社に対して支払い又は引き渡すべき当該各取次者の委託に基づく商品市場における取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額（前項第3号の規定により控除さ

れた額を除く。)及び前号に定める額を控除した額

- 4 当社に預託された各清算取次委託者及び海外顧客に係る非清算参加者委託分の取引証拠金に対する返還請求権は、当該各清算取次委託者により委託分の取引証拠金（直接預託分）として当社に預託された金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額並びに非清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）として当社に預託された金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額のうち当該各清算取次委託者により委託証拠金として預託された金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額（当該各清算取次委託者が差し入れた取引証拠金が当社に預託されるまでの間指定市場開設者が定めるところにより非清算参加者が清算参加者に差し入れ、当該清算参加者が当社に預託した取引証拠金及び当該各清算取次委託者が充用有価証券等で取引証拠金を差し入れている場合であって、当該充用有価証券等の換価処分を行うまでの間指定市場開設者が定めるところにより非清算参加者が清算参加者に差し入れ、当該清算参加者が当社に預託した取引証拠金を含む。）並びに海外顧客により遠隔地仲介非清算参加者に預託された金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額（以下この項において「非清算参加者委託者分現預託合計額」という。）を限度として、次の各号に掲げる者が、当該各号に定める額に相当する部分について有するものとする。

(1) 当該各清算取次委託者

非清算参加者委託者分現預託合計額から、当該各清算取次委託者が非清算参加者に対して負担する商品市場における取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額を控除した額（第33条の規定に基づき準用する第30条第2項の規定により清算取次委託者が当社に直接返還請求権を行使することができる場合であって、当該清算取次委託者が直接預託分として充用有価証券等にて取引証拠金を当社に預託し、この未履行部分に相当する額があるときは、当該充用有価証券等を当社が適当と認めた方法により換金した額から当該未履行部分に相当する額及び当該換金に要した額を控除した額とする。この場合において、この清算取次委託者と当社との間に委任契約が成立していたものとする。）

(2) 当該海外顧客

非清算参加者委託者分現預託合計額から、海外顧客が遠隔地仲介非清算参加者に対して負担する商品市場における取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額を控除した額

(3) 非清算参加者

非清算参加者委託者分現預託合計額から、当該非清算参加者が指定清算参加者に対して支払い又は引き渡すべき当該各清算取次委託者の委託に基づ

く商品市場における取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額及び前2号に定める額を控除した額

(4) 指定清算参加者

非清算参加者委託者分現預託合計額から、当該指定清算参加者が当社に対して支払い又は引き渡すべき当該各清算取次委託者の委託に基づく商品市場における取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額及び前3号に定める額を控除した額

- 5 当社に預託された各清算取次者に対する委託者に係る非清算参加者委託分の取引証拠金に対する返還請求権は、当該各清算取次者に対する委託者により非清算参加者委託分の取引証拠金（直接預託分）として当社に預託された金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額、非清算参加者委託分の取引証拠金（清算取次者差換預託分）として当社に預託された金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額のうち当該各清算取次者に対する委託者により清算取次証拠金として預託された金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額並びに非清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）として当社に預託された金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額のうち当該各清算取次者に対する委託者により清算取次証拠金又は委託証拠金として預託された金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額（当該各清算取次者に対する委託者が差し入れた取引証拠金が当社に預託されるまでの間指定市場開設者が定めるところにより非清算参加者が清算参加者に差し入れ、当該清算参加者が当社に預託した取引証拠金及び当該各清算取次者に対する委託者が充用有価証券等で取引証拠金を差し入れている場合であって、当該充用有価証券等の換価処分を行うまでの間指定市場開設者が定めるところにより非清算参加者が清算参加者に差し入れ、当該清算参加者が当社に預託した取引証拠金を含む。以下この項において「非清算参加者取次委託者分現預託合計額」という。）を限度として、次の各号に掲げる者が、当該各号に定める額に相当する部分について有するものとする。

(1) 当該各清算取次者に対する委託者

非清算参加者取次委託者分現預託合計額から、当該各清算取次者に対する委託者が当該清算取次者に対して負担する商品市場における取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額を控除した額（第33条の規定に基づき準用する第30条第2項の規定により清算取次者に対する委託者が当社に直接返還請求権を行使することができる場合であって、当該清算取次者に対する委託者が直接預託分として充用有価証券等にて取引証拠金を当社に預託し、この未履行部分に相当する額があるときは、当該充用有価証券等を当社が適当と認めた方法により換金した額から当該未履行部分に相当する額及

び当該換金に要した額を控除した額とする。この場合において、この清算取次者に対する委託者と当社との間に委任契約が成立していたものとする。）

(2) 当該清算取次者

非清算参加者取次委託者分現預託合計額から、当該清算取次者が非清算参加者に対して負担する当該各清算取次者に対する委託者の委託に基づく商品市場における取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額及び前号に定める額を控除した額

(3) 非清算参加者

非清算参加者取次委託者分現預託合計額から、当該非清算参加者が指定清算参加者に対して支払い又は引き渡すべき当該各清算取次者に対する委託者の委託に基づく商品市場における取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額及び前2号に定める額を控除した額

(4) 指定清算参加者

非清算参加者取次委託者分現預託合計額から、当該指定清算参加者が当社に対して支払い又は引き渡すべき当該各清算取次者に対する委託者の委託に基づく商品市場における取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額及び前3号に定める額を控除した額

- 6 当社に預託された各清算取次者に係る非清算参加者委託分の取引証拠金に対する返還請求権は、非清算参加者委託分の取引証拠金（清算取次者差換預託分）として当社に預託された金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額のうち当該清算取次者に対する委託者により清算取次証拠金として預託された金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額を超えて当社に預託された額並びに非清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）として当社に預託された金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額のうち当該清算取次者に対する委託者により清算取次証拠金として預託された金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額を超えて、委託証拠金として非清算参加者である会員等に預託された額（以下この項において「非清算参加者取次者分現預託合計額」という。）を限度として、次の各号に掲げる者が、当該各号に定める額に相当する部分について有するものとする。

(1) 当該清算取次者

非清算参加者取次者分現預託合計額から、当該清算取次者が非清算参加者に対して負担する商品市場における取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額（前項第2号の規定により控除された額を除く。）を控除した額

(2) 非清算参加者

非清算参加者取次者分現預託合計額から、当該非清算参加者が指定清算参加者に対して支払い又は引き渡すべき当該各清算取次者の委託に基づく商

品市場における取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額（前項第3号の規定により控除された額を除く。）及び前号に定める額を控除した額

(3) 指定清算参加者

非清算参加者取次者分現預託合計額から、当該指定清算参加者が当社に対して支払い又は引き渡すべき当該各清算取次者の委託に基づく商品市場における取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額（前項第4号の規定により控除された額を除く。）及び前2号に定める額を控除した額

- 7 当社に預託された各非清算参加者に係る非清算参加者自己分の取引証拠金及び非清算参加者委託分の取引証拠金に対する返還請求権は、非清算参加者自己分の取引証拠金として当社に預託された金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額、並びに非清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）として当社に預託された金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額のうち非清算参加者に委託証拠金として預託された金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額を超えて当社に預託された額（以下この項において「非清算参加者分現預託合計額」という。）を限度として、次の各号に掲げる者が、当該各号に定める額に相当する部分について有するものとする。

(1) 当該各非清算参加者

非清算参加者分現預託合計額から、当該各非清算参加者が指定清算参加者に対して支払い又は引き渡すべきすべての商品市場における取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額（第4項第3号、第5項第3号及び前項第2号の規定により控除された額を除く。）を控除した額

(2) 指定清算参加者

非清算参加者分現預託合計額から、指定清算参加者に対して支払い又は引き渡すべき当該各非清算参加者の商品清算取引の委託に基づく商品市場における取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額（第4項第4号、第5項第4号及び前項第3号の規定により控除された額を除く。）及び前号に定める額を控除した額

- 8 当社に預託された各清算参加者に係る清算参加者自己分の取引証拠金及び清算参加者委託分の取引証拠金に対する返還請求権は、清算参加者自己分の取引証拠金として当社に預託された金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額並びに清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）として当社に預託された金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額のうち清算参加者に委託証拠金として預託された金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額を超えて当社に預託された額（以下この項において「清算参加者分現預託合計額」という。）を限度として、清算参加者が、清算参加者分現預託合計額から当該各清算参加者が当社に対して支払い又は引き渡すべきす

すべての商品市場における取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額（第1項第2号、第2項第3号、第3項第2号、第4項第4号、第5項第4号、第6項第3号及び前項第2号の規定により控除された額を除く。）を控除した額に相当する部分について有するものとする。

9 第1項から前項までの規定の適用については、指定商品市場の上場商品構成物品のうち当社が定めるものの商品市場における取引に係る債務については、第30条第2項の規定により委託者が当社に直接返還請求権を行使することができる場合を除き、当該上場商品構成物品以外の上場商品構成物品（当該指定商品市場のものに限る。）の商品市場における取引に係る債務と区分して管理するものとする。

10 取引証拠金の返還請求権の行使は、次の各号に定める方法によるものとする。

(1) 清算参加者の有する返還請求権は、当該清算参加者が当該返還請求権の行使である旨を当社に通告し、これを行行使するものとする。

(2) 非清算参加者の有する返還請求権は、指定清算参加者が当該非清算参加者の代理人としてこれを行行使するものとする。

(3) 清算参加者の委託者又は取次者の有する返還請求権は、当該清算参加者が当該委託者又は取次者の代理人としてこれを行行使するものとする。

(4) 取次委託者の有する返還請求権は、当該取次委託者の委託に基づく商品市場における取引を取次者から受託した清算参加者が当該取次委託者の代理人としてこれを行行使するものとする。

(5) 非清算参加者の清算取次委託者、海外顧客又は清算取次者の有する返還請求権は、当該非清算参加者及びその指定清算参加者が当該清算取次委託者、海外顧客又は清算取次者の代理人としてこれを行行使するものとする。

(6) 清算取次者に対する委託者の有する返還請求権は、当該清算取次者に対する委託者の委託に基づく商品市場における取引を清算取次者から受託した非清算参加者及びその指定清算参加者が当該清算取次者に対する委託者の代理人としてこれを行行使するものとする。

(自己分の取引証拠金維持額の通知並びに委託分の取引証拠金維持額及び預託必要額の申告)

第21条 当社は、毎営業日、第5条第1項に定める自己分の取引証拠金維持額を清算参加者に通知するものとする。

2 清算参加者は、毎営業日、第6条第3項に定める委託者の取引証拠金維持額の総額を当社が定める時限までに当社に申告するものとする。

3 清算参加者は、毎営業日、第7条第4項に定める委託者の預託必要額の総

額を、第19条第1項第2号から第8号に定める取引証拠金の区分ごとに、当社が定める時限までに当社に申告するものとする。

- 4 前項の場合において、充用有価証券等は、当該申告に係る預託日に適用される充用価格により評価した額とする。

(委託者の委託及び非清算参加者の商品清算取引に係る商品市場における取引に関する事項の報告義務)

第22条 清算参加者は、委託者（取次者を含む。本条において同じ。）の委託に基づく清算約定の数量その他委託者の委託に基づく商品市場における取引に関する事項及び商品清算取引に係る清算約定の数量その他商品清算取引に係る商品市場における取引に関する事項で当社が必要と認める事項について当社から報告を求められたときは、直ちに当該事項を記載した書面を当社に提出しなければならない。

第2章の2 受渡代金等

(自己分の受渡代金等の預託)

第22条の2 清算参加者は、自己の計算による商品市場における取引で受渡しにより決済する場合であつて、当該決済が金銭又は有価証券その他の物をもって行われる場合には、受渡しの決済のための金銭又は有価証券その他の物（以下「受渡代金等」という。）を、当社に預託しなければならない。

(委託分の受渡代金等の預託)

第22条の3 清算参加者は、委託者が受渡代金等を差し入れた場合にあつては、当該受渡代金等を、当該委託者の代理人として、当社に預託しなければならない。

(取次者に係る受渡代金等の預託)

第22条の4 清算参加者は、取次者が取次委託者の代理人として受渡代金等を差し入れた場合は、当該受渡代金等を、当該取次委託者の代理人として当社に預託しなければならない。

(商品清算取引分の受渡代金等の預託)

第22条の5 清算参加者は、会員等である非清算参加者が差し入れた受渡代金等の全部を、当該非清算参加者、当該非清算参加者の清算取次委託者（海外顧客を含む。）又は清算取次者に対する委託者の代理人として、当社に預託し

なければならない。

(受渡代金等に係る返還請求権)

第22条の6 当社に預託された各清算参加者に係る受渡代金等に対する返還請求権は、清算参加者が有するものとする。

2 当社に預託された各非清算参加者に係る非清算参加者自己分の受渡代金等に対する返還請求権は、当該各非清算参加者が有するものとする。

3 当社に預託された清算参加者の各委託者に係る清算参加者委託分の受渡代金等に対する返還請求権は、当該各委託者が有するものとする。

4 当社に預託された各取次委託者に係る清算参加者委託分の受渡代金等に対する返還請求権は、当該各取次委託者が有するものとする。

5 当社に預託された各清算取次委託者に係る非清算参加者委託分の受渡代金等に対する返還請求権は、当該各清算取次委託者が有するものとする。

6 当社に預託された各海外顧客に係る非清算参加者委託分の受渡代金等に対する返還請求権は、当該各海外顧客が有するものとする。

7 当社に預託された各清算取次者に対する委託者に係る非清算参加者委託分の受渡代金等に対する返還請求権は、当該各清算取次者に対する委託者が有するものとする。

8 受渡代金等の返還請求権の行使は、次の各号に定める方法によるものとする。

(1) 清算参加者の有する返還請求権は、当該清算参加者が当該返還請求権の行使である旨を当社に通告し、これを行行使するものとする。

(2) 非清算参加者の有する返還請求権は、指定清算参加者が当該非清算参加者の代理人としてこれを行行使するものとする。

(3) 清算参加者の委託者の有する返還請求権は、当該清算参加者が当該委託者の代理人としてこれを行行使するものとする。

(4) 取次委託者の有する返還請求権は、当該取次委託者の委託に基づく商品市場における取引を取次者から受託した清算参加者が当該取次委託者の代理人としてこれを行行使するものとする。

(5) 非清算参加者の清算取次委託者及び海外顧客の有する返還請求権は、当該非清算参加者及びその指定清算参加者が当該清算取次委託者の代理人としてこれを行行使するものとする。

(6) 清算取次者に対する委託者の有する返還請求権は、当該清算取次者に対する委託者の委託に基づく商品市場における取引を清算取次者から受託した非清算参加者及びその指定清算参加者が当該清算取次者に対する委託者の代理人としてこれを行行使するものとする。

第3章 支払不能による債務引受停止の場合における未決済約定の取扱い等

第1節 未決済約定の取扱い

(支払不能による債務引受停止又は支払不能による取引停止等による取引証拠金の返還の停止)

第23条 当社は、清算参加者に対し支払不能による債務引受停止を行った場合又は清算参加者が指定市場開設者から支払不能による取引停止等を受けた場合は、当該清算参加者、当該清算参加者の委託者（当該委託者が取次者である場合は、取次委託者を含む。以下本章において同じ。）、当該清算参加者を指定清算参加者とする非清算参加者並びに当該非清算参加者の清算取次委託者（当該清算取次委託者が清算取次者である場合は、清算取次者に対する委託者を含む。以下本章において同じ。）及び海外顧客に対し、その取引証拠金の返還を一時停止する。

- 2 当社は、非清算参加者が指定市場開設者から支払不能による取引停止等を受けた場合には、当該非清算参加者、当該非清算参加者の清算取次委託者及び海外顧客に対し、それらの取引証拠金の返還を一時停止する。

(清算参加者の自己の計算による未決済約定の取扱い)

第24条 当社は、清算参加者が指定市場開設者から支払不能による取引停止等を受けた場合は、当該指定市場開設者が行う処分の内容に応じて、その支払不能による取引停止等を受けた清算参加者（以下「支払不能清算参加者」という。）の自己の計算による未決済約定（指定市場開設者の業務規程により受渡玉として確定しているもののうち、受渡決済が終了していないものを除く。以下この章において同じ。）について、当社が指定する他の清算参加者をして必要な整理を行わせることができるものとする。

- 2 前項の場合においては、当社が指定した他の清算参加者と支払不能清算参加者との間に委任契約が成立していたものとする。

(清算参加者の委託者の委託に基づく未決済約定の取扱い)

第25条 当社は、清算参加者が指定市場開設者から支払不能による取引停止等を受けた場合は、当該指定市場開設者が行う処分の内容に応じて、支払不能清算参加者の未決済約定のうち当該支払不能清算参加者の委託者の委託に基づくものについて、他の清算参加者への引継ぎその他必要な整理を行わせるものとする。

(商品清算取引の委託に基づく未決済約定の取扱い)

第26条 当社は、非清算参加者が指定市場開設者から支払不能による取引停止等を受けた場合は、当該指定市場開設者が行う処分の内容に応じて、支払不能による取引停止等を受けた非清算参加者の指定清算参加者の未決済約定のうち当該非清算参加者の商品清算取引の委託に基づくものについて、他の清算参加者への引継ぎその他必要な整理を行わせるものとする。

2 指定清算参加者が支払不能による債務引受停止を受けたことにより指定市場開設者から商品清算取引の委託の停止を受けた非清算参加者に対する処分として、当該指定清算参加者の未決済約定のうち当該非清算参加者の商品清算取引の委託に基づくものについて、他の清算参加者への引継ぎ又は必要な整理を行わせる場合には、第20条第10項第2号の指定清算参加者の代理権は消滅するものとする。

第2節 清算参加者の委託分の取引証拠金の取扱い

(委託分の取引証拠金の取扱い)

第27条 当社は、第25条の規定により支払不能清算参加者の委託者の委託に基づく未決済約定の他の清算参加者への引継ぎ（以下「未決済約定の移管」という。）を行った場合（移管を受けた当該他の清算参加者を以下「移管先清算参加者」という。）には、支払不能清算参加者が当社に預託していた当該委託者に係る委託分の取引証拠金（第20条の規定により当該委託者又は取次委託者が返還請求権を有する部分に限る。次項において同じ。）について、当該未決済約定の移管が行われた日に当該移管先清算参加者（指定市場開設者が定めた移管先会員等が非清算参加者である場合には、当該移管先会員等及びその指定清算参加者である移管先清算参加者）を代理人として、当社に預託したものとみなす。

2 前項の規定により当社に預託したものとみなされる当該委託者に係る委託分の取引証拠金のうち、清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）として預託されているものの額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか小さい額とする。

- (1) 委託者が支払不能清算参加者に委託証拠金として預託した金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額に相当する額
- (2) 支払不能清算参加者が当社に預託していた清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）から、当該支払不能清算参加者が清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）として預託していた充用有価証券等を次条の規定により当社が換金したときの当該換金に要した費用を差し引いた額を、各

委託者が支払不能清算参加者に委託証拠金として預託した金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額に相当する額に応じてあん分した額

(差換預託分の取引証拠金等の換金)

第28条 指定市場開設者が支払不能清算参加者の委託者の委託に基づく未決済約定について転売若しくは買戻しを行わせることとした場合又は支払不能清算参加者の委託者の委託に基づく未決済約定の移管を行わせることとした場合には、当社は、清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）として預託されている充用有価証券等の全部又は一部を当社が適当と認める方法により換金することができる。この場合において、支払不能清算参加者及びその委託者と当社との間に委任契約が成立していたものとする。

2 前項の場合において、取次委託者に係る未決済約定があるときは、当社は、清算参加者委託分の取引証拠金（取次者差換預託分）として預託されている充用有価証券等の全部又は一部を当社が適当と認める方法により換金することができる。この場合において、支払不能清算参加者、取次者及びその取次委託者と当社との間に委任契約が成立していたものとする。

(差換預託分の取引証拠金等の取扱いの特例)

第29条 前条第1項の規定により当社が充用有価証券等を換金した場合は、清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）の額は、支払不能清算参加者が清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）として当社に預託している金銭及び当該換金に係る充用有価証券等以外の充用有価証券等並びに当該換金後の金銭の額から当該換金に要した費用を差し引いた額の金銭の合計額とする。

2 前条第2項の規定により当社が充用有価証券等を換金した場合は、清算参加者委託分の取引証拠金（取次者差換預託分）の額は、支払不能清算参加者が清算参加者委託分の取引証拠金（取次者差換預託分）として当社に預託している金銭及び当該換金に係る充用有価証券等以外の充用有価証券等並びに当該換金後の金銭の額から当該換金に要した費用を差し引いた額の金銭の合計額とする。

(委託分の取引証拠金に係る返還請求権の特例)

第30条 第27条第1項の規定により当社に預託したものとみなされる委託分の取引証拠金に係る委託者の返還請求権は、同項に規定する移管先清算参加者が代理人としてこれを行行使するものとする。

2 指定市場開設者が支払不能清算参加者の委託者の委託に基づく未決済約定

について転売又は買戻しを行わせることとした場合には、当該支払不能清算参加者の委託者に係る委託分の取引証拠金の返還請求権は、当社に対し直接行使することができるものとする。この場合において、当該委託者に係る委託分の取引証拠金が清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）として預託されているときは、第27条第2項各号に掲げる額のうちいずれか小さい額を限度とするものとする。

- 3 当社は、前項の規定により、支払不能清算参加者の委託者が委託分の取引証拠金の返還請求権を当社に対し直接行使する場合は、当社が必要と認める事項を当社に申告させるものとし、当該申告を適当と認めた時は、当社の本店所在地においてその支払いを行うものとする。なお、当該返還請求権の行使は、当該委託者に係る未決済約定がすべて決済された日以後においてできるものとする。
- 4 前項の場合において、当該委託者に係る清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）として預託されているものの返還請求を受けたときは、当社は金銭により返還するものとする。

（取次者に係る委託分の取引証拠金に係る返還請求権の特例）

第31条 指定市場開設者が支払不能清算参加者の取次者の取次委託者に係る未決済約定について転売又は買戻しを行わせることとした場合には、当該取次委託者に係る取引証拠金の返還請求権は、当社に対し直接行使することができるものとする。

- 2 前項の場合において、当該取次委託者に係る委託分の取引証拠金（当該取次委託者からの直接預託分の取引証拠金として当社に預託されているものを除く。）に対する返還請求権は、次の各号に掲げる額のうちいずれか小さい額を限度とするものとする。

(1) 取次委託者が取次者に取次証拠金として又は支払不能清算参加者に委託証拠金として預託した金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額に相当する額

(2) 次のa及びbに掲げる額の合計額を、当該取次委託者が当該取次者に取次証拠金として預託した又は委託証拠金として差し入れた金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額に相当する額に応じてあん分した額

a 第29条第1項に規定する清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）の額を、各委託者、各取次者及び各取次委託者が支払不能清算参加者に委託証拠金として預託した金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額に相当する額（当該支払不能清算参加者が委託者、取次者及び取次委託者から差し入れられた取引証拠金が当社に預託されるまでの間第

1 1 条第 2 項の規定に基づき清算参加者が当社に預託した取引証拠金を含む。) に応じてあん分した額

b 第 2 9 条第 2 項に規定する清算参加者委託分の取引証拠金 (取次者差換預託分) の額

- 3 当社は、前項の規定により、支払不能清算参加者の取次者の取次委託者が委託分の取引証拠金の返還請求権を当社に対し直接行使する場合は、当社が必要と認める事項を当社に申告させるものとし、当該申告を適当と認めた時は、当社の本店所在地においてその支払いを行うものとする。なお、当該返還請求権の行使は、当該取次委託者に係る未決済約定がすべて決済された日以後においてできるものとする。
- 4 当社は、前項の返還請求を受けた場合は、直接預託分の取引証拠金に係るものを除き、金銭により返還するものとする。

(移管された未決済約定に係る取引証拠金の返戻等)

第 3 2 条 移管先清算参加者は、第 2 7 条第 1 項の規定により当社に預託したものとみなされた取引証拠金の返戻を受けようとする場合は、当社が必要と認める事項を当社に申告しなければならない。

第 3 節 非清算参加者の委託分の取引証拠金の取扱い

(委託分の取引証拠金の取扱い)

第 3 3 条 第 2 7 条から前条までの規定は、非清算参加者 (遠隔地仲介非清算参加者を除く。) が指定市場開設者から支払不能による取引停止等を受けた場合の当該非清算参加者の委託分の取引証拠金の取扱いについて準用する。この場合において、「第 2 5 条」とあるのは「第 2 6 条」と、「支払不能清算参加者」とあるのは「支払不能による取引停止等を受けた非清算参加者」と、「清算参加者委託分の取引証拠金 (差換預託分)」とあるのは「非清算参加者委託分の取引証拠金 (差換預託分)」と、「転売若しくは買戻し」とあるのは「転売若しくは買戻しの委託」と、「転売又は買戻し」とあるのは「転売又は買戻しの委託」と、「及びその委託者」とあるのは「の指定清算参加者、支払不能による取引停止等を受けた非清算参加者及びその清算取次委託者」と、「委託者」とあるのは「清算取次委託者」と、「取次者」とあるのは「清算取次者」と、「取次委託者」とあるのは「清算取次者に対する委託者」と、「清算参加者委託分の取引証拠金 (取次者差換預託分)」とあるのは「非清算参加者委託分の取引証拠金 (清算取次者差換預託分)」と、「取次者及びその取次委託者」とあるのは「の指定清算参加者、支払不能による取引停止等を受けた非

清算参加者、清算取次者及びその清算取次者に対する委託者」と、「取次証拠金」とあるのは「清算取次証拠金」と読み替えるものとする。

第3節の2 委託分の受渡代金等の取扱い

(受渡代金等に係る返還請求権の特例)

第33条の2 清算参加者が当社から支払不能による債務引受停止を受けた場合若しくは清算参加者が指定市場開設者から支払不能による取引停止等を受けた場合又は非清算参加者が指定市場開設者から支払不能による取引停止等を受けた場合には、当該清算参加者の委託者及び取次委託者並びに当該非清算参加者の清算取次委託者及び清算取次者の清算取次者に対する委託者（以下この条において「委託者等」という。）に係る委託分の受渡代金等の返還請求権は、当社に対し直接行使することができるものとする。

2 当社は、前項の規定により、委託者等が委託分の受渡代金等の返還請求権を当社に対し直接行使する場合は、当社が必要と認める事項を当社に申告させるものとし、当該申告を適当と認めた時は、当社の本店所在地においてその支払いを行うものとする。なお、当該返還請求権の行使は、当該委託者等に係る未決済約定がすべて決済された日以後においてできるものとする。

第3節の3 遠隔地仲介非清算参加者及び海外顧客に係る取引証拠金等の取扱い

(遠隔地仲介非清算参加者の海外顧客に係る取引証拠金等の取扱いの特例)

第33条の3 第33条及び第33条の2の規定にかかわらず、遠隔地仲介非清算参加者及び海外顧客に係る取引証拠金等の取扱いについては、次条から第33条の9に規定するところにより取り扱うものとする。

(海外顧客に係る取引証拠金の取扱い)

第33条の4 当社は、第26条の規定により支払不能による取引停止等を受けた遠隔地仲介非清算参加者の海外顧客の商品清算取引の委託の取次ぎの依頼に基づく未決済約定の移管を行った場合には、支払不能による取引停止等を受けた遠隔地仲介非清算参加者が当社に預託していた当該海外顧客に係る商品清算取引の委託の取次ぎの依頼分の取引証拠金（第20条第4項の規定により当該海外顧客が返還請求権を有する部分に限る。次項において同じ。）について、当該未決済約定の移管が行われた日に当該移管先清算参加者（指定市場開設者が定めた移管先会員等が非清算参加者である場合には、当該移

管先会員等) が当社に預託したものとみなす。

2 前項の規定により当社に預託したものとみなされる当該海外顧客に係る商品清算取引の委託の取次ぎの依頼分の取引証拠金のうち、非清算参加者委託分の取引証拠金(差換預託分)として預託されているものの額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか小さい額とする。

(1) 海外顧客が支払不能による取引停止等を受けた遠隔地仲介非清算参加者に預託した金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額に相当する額

(2) 支払不能による取引停止等を受けた遠隔地仲介非清算参加者が当社に預託していた非清算参加者委託分の取引証拠金(差換預託分)から、当該支払不能による取引停止等を受けた遠隔地仲介非清算参加者が非清算参加者委託分の取引証拠金(差換預託分)として預託していた充用有価証券等を次条の規定により当社が換金したときの当該換金に要した費用を差し引いた額を、各海外顧客が支払不能による取引停止等を受けた遠隔地仲介非清算参加者に預託した金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額に相当する額に応じてあん分した額

(差換預託分の取引証拠金等の換金)

第33条の5 指定市場開設者が支払不能による取引停止等を受けた遠隔地仲介非清算参加者の海外顧客の商品清算取引の委託の取次ぎの依頼に基づく未決済約定について転売若しくは買戻しの委託を行わせることとした場合又は支払不能による取引停止等を受けた遠隔地仲介非清算参加者の海外顧客の商品清算取引の委託の取次ぎの依頼に基づく未決済約定の移管を行わせることとした場合には、当社は、非清算参加者委託分の取引証拠金(差換預託分)として預託されている充用有価証券等の全部又は一部を当社が適当と認める方法により換金することができる。この場合において、支払不能による取引停止等を受けた遠隔地仲介非清算参加者の指定清算参加者、支払不能による取引停止等を受けた遠隔地仲介非清算参加者及びその海外顧客と当社との間に委任契約が成立していたものとする。

(差換預託分の取引証拠金等の取扱いの特例)

第33条の6 前条の規定により当社が充用有価証券等を換金した場合は、非清算参加者委託分の取引証拠金(差換預託分)の額は、支払不能による取引停止等を受けた遠隔地仲介非清算参加者が非清算参加者委託分の取引証拠金(差換預託分)として当社に預託している金銭及び当該換金に係る充用有価証券等以外の充用有価証券等並びに当該換金後の金銭の額から当該換金に要

した費用を差し引いた額の金銭の合計額とする。

(海外顧客分の取引証拠金に係る返還請求権の特例)

第33条の7 第33条の4第1項の規定により当社に預託したものとみなされる商品清算取引の委託の取次ぎの依頼分の取引証拠金に係る海外顧客の返還請求権は、同項に規定する移管先清算参加者が代理人としてこれを行使するものとする。

2 指定市場開設者が支払不能による取引停止等（当該遠隔地仲介非清算参加者が指定市場開設者により違約者とされた場合又は当該遠隔地仲介非清算参加者の指定清算参加者により、清算受託契約に基づき遠隔地仲介非清算参加者が当該指定清算参加者に対する期限の利益を喪失したことをもって、当該非清算参加者の建玉の整理を行いたい旨の申出が行われ、指定市場開設者が当該事実を確認し当該遠隔地仲介非清算参加者が違約者とみなされた場合に限る。）を受けた遠隔地仲介非清算参加者の海外顧客の商品清算取引の委託の取次ぎの依頼に基づく未決済約定について転売又は買戻しの委託を行わせることとした場合には、当該支払不能による取引停止等を受けた遠隔地仲介非清算参加者の海外顧客に係る商品清算取引の委託の取次ぎの依頼分の取引証拠金の返還請求権は、支払不能による取引停止等を受けた遠隔地仲介非清算参加者の指定清算参加者が行使するものとする。この場合において、当該海外顧客に係る商品清算取引の委託の取次ぎの依頼分の取引証拠金は、第33条の4第2項各号に掲げる額のうちいずれか小さい額を限度とするものとする。

3 指定市場開設者が支払不能による取引停止等（遠隔地仲介非清算参加者の指定清算参加者が指定市場開設者により違約者とされ、当該遠隔地仲介非清算参加者が違約者とみなされた場合に限る。）を受けた遠隔地仲介非清算参加者の海外顧客の商品清算取引の委託の取次ぎの依頼に基づく未決済約定について転売又は買戻しの委託を行わせることとした場合には、当該支払不能による取引停止等を受けた遠隔地仲介非清算参加者の海外顧客に係る商品清算取引の委託の取次ぎの依頼分の取引証拠金の返還請求権は、当該遠隔地仲介非清算参加者が行使するものとする。この場合において、当該海外顧客に係る商品清算取引の委託の取次ぎの依頼分の取引証拠金は、第33条の4第2項各号に掲げる額のうちいずれか小さい額を限度とするものとする。

4 当社は、前2項の規定により、支払不能による取引停止等を受けた遠隔地仲介非清算参加者の指定清算参加者又は遠隔地仲介非清算参加者が支払不能による取引停止等を受けた遠隔地仲介非清算参加者の海外顧客に係る商品清算取引の委託の取次ぎの依頼分の取引証拠金の返還請求権を当社に対し行使

する場合は、当社が必要と認める事項を当社に申告させるものとし、当該申告を適当と認めた時は、当社の本店所在地においてその支払いを行うものとする。なお、当該返還請求権の行使は、当該海外顧客に係る未決済約定がすべて決済された日以後においてできるものとする。

- 5 前項の場合において、当該海外顧客に係る非清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）として預託されているものの返還請求を受けたときは、当社は金銭により返還するものとする。

(移管された未決済約定に係る取引証拠金の返戻等)

第33条の8 移管先清算参加者は、第33条の4第1項の規定により当社に預託したものとみなされた取引証拠金の返戻を受けようとする場合は、当社が必要と認める事項を当社に申告しなければならない。

(受渡代金等に係る返還請求権の特例)

第33条の9 遠隔地仲介非清算参加者の指定清算参加者が当社から支払不能による債務引受停止を受けた場合又は当該指定清算参加者が指定市場開設者から支払不能による取引停止等を受けた場合には、遠隔地仲介非清算参加者の海外顧客に係る委託分の受渡代金等の返還請求権は、当該遠隔地仲介非清算参加者が当社に対し行使するものとする。

- 2 遠隔地仲介非清算参加者が指定市場開設者から支払不能による取引停止等を受けた場合には、遠隔地仲介非清算参加者の海外顧客に係る委託分の受渡代金等の返還請求権は、当該海外顧客が商品清算取引の委託の取次ぎの依頼を行った遠隔地仲介非清算参加者の指定清算参加者が当社に対し行使することができるものとする。

- 3 当社は、前2項の規定により、遠隔地仲介非清算参加者の指定清算参加者又は遠隔地仲介非清算参加者が、海外顧客に係る委託分の受渡代金等の返還請求権を当社に対し行使する場合は、当社が必要と認める事項を当社に申告させるものとし、当該申告を適当と認めた時は、当社の本店所在地においてその支払いを行うものとする。なお、当該返還請求権の行使は、当該海外顧客に係る未決済約定がすべて決済された日以後においてできるものとする。

第4節 雑則

(未決済約定の引継ぎ等に伴うその他の取扱い)

第34条 第23条から前条までに定めるもののほか、未決済約定の引継ぎ等に必要な事項は、当社がその都度定める。

(決済方法の変更等)

第34条の2 当社は、業務方法書第77条又は第78条の規定に基づき、清算約定の清算の決済日の繰延べ又は清算の条件を定めることとしたときは、第14条及び第18条に規定する取引証拠金の預託に関して、その履行の時限及び期日の変更並びに当該変更に伴う必要な措置を行うことができる。

第4章 取引証拠金の預託の委託に係る契約

(差換預託L G契約に係る契約額の届出)

- 第35条 会員等が差換預託L G契約を締結したときは、別に定めるところにより、当社にその旨を届け出るものとする。
- 2 当社は、前項の届出を受理したときは、当該差換預託L G契約の効力が存する間に限り、当該差換預託L G契約において当社に預託されることとなっている金額に相当する取引証拠金の全部又は一部について、その預託を猶予することができる。
- 3 当社は、第1項の届出に基づき、取引証拠金の預託を猶予する場合において、当該届出を行った会員等に対して預託を猶予する額、適用日その他の必要な事項を書面により通知するものとする。当該届出を行った者が取次者である場合にあっては、当社は、その会員等を通じて通知するものとする。

(差換預託L G契約に係る猶予額の預託の指示)

- 第36条 当社は、商品市場における取引の公正を確保し、又は委託者を保護するため必要があると認めるときは、会員等又は取次者と差換預託L G契約を締結した銀行等又は当該会員等又は取次者に対し、所要の取引証拠金に相当する金額又は前条第2項の規定により預託を猶予した取引証拠金を当社に預託すべき旨を指示するものとする。

(差換預託L G契約に伴うその他の取扱い)

- 第37条 前2条のほか、差換預託L G契約に関し必要な事項については、当社が別に定めるところによるものとする。

(直接預託L G契約)

- 第37条の2 清算参加者（自己の計算において商品市場における取引を行う場合に限る。以下、この条から第37条の5までにおいて同じ。）、非清算参加者（清算参加者がその委託をした非清算参加者の計算において商品清算取引を行う場合に限る。以下、この条から第37条の5までにおいて同じ。）又は委託者、取次委託者、清算取次委託者若しくは清算取次者に対する委託者（以下、この条から第37条の5までにおいて「委託者等」という。）は、当社が別に定めるところにより、あらかじめ当社の承認を受けた場合は、銀行等と直接預託L G契約を締結することができる。
- 2 清算参加者、非清算参加者又は委託者等は、銀行等と直接預託L G契約を締結しようとするときは、その内容を次に掲げる要件に適合するものとしな

ければならない。

- (1) 法第179条第8項において準用する法第103条第11項の規定による当社の指示（以下「預託の指示」という。）を受けたときは、当該清算参加者、非清算参加者又は委託者等のために当該指示に係る額の取引証拠金が遅滞なく当社に預託されるものであること。
- (2) 当該契約に基づく銀行等の債務と当該清算参加者、非清算参加者又は委託者等に対する債権を相殺することを禁止するものであること。
- (3) 月の1日を開始日とする年間契約であること。
- (4) あらかじめ当社の承認を受けた場合を除き、契約の解除及び契約内容の変更をすることができないものであること。
- (5) 当該契約を終了する場合にあっては、現契約の契約期間満了日の1か月前（休日の場合は、その前営業日）までに、その旨を当社に通知をするものであること。
- (6) 当社が、当該契約の効力が存する間に預託の指示の原因が発生し商品市場における取引の公正の確保の必要があると認めることとなったときは、当社は、当該契約の効力が存する間が経過したのち1か月間預託の指示をすることができるものとし、この契約の効力は、指示に基づく預託が終了するまで延長する内容を含む契約であること。

（直接預託LG契約の申請及び承認）

第37条の3 清算参加者、非清算参加者又は委託者等は、直接預託LG契約の締結、変更又は解除に係る当社の承認を受けようとするときは、当社が別に定めるところにより、書面をもって申請しなければならない。

2 当社は、直接預託LG契約の締結及び変更の申請が次に掲げる要件に適合していると認めるときは、同項の承認を行うものとする。

- (1) 申請に係る契約の内容が第37条の2第2項各号に掲げる要件に適合するものであること。
- (2) 当該契約の相手方である銀行等が当該契約を履行するのに必要な資力及び信用力を有すること。

3 当社は、第1項の申請者に対して承認又は不承認の結果を書面により通知するものとする。

（直接預託LG契約に係る契約額の届出）

第37条の4 前条の承認を受けた清算参加者、非清算参加者又は委託者等は、直接預託LG契約を締結、変更又は解除したときは、当社にその契約書の写し（銀行等の代表取締役印が押印された証明書が付属したものとする。）を届

け出るものとする。

- 2 当社は、前項の届出を受理したときは、当該直接預託L G契約の効力が存する間に限り、当該直接預託L G契約において当社に預託されることとなっている金額に相当する取引証拠金の全部又は一部について、その預託を猶予することができる。
- 3 当社は、第1項の届出に基づき、取引証拠金の預託を猶予する場合において、当該届出を行った清算参加者、非清算参加者又は委託者等に対して当該届出を受理したこと、預託を猶予する限度額、適用日その他の必要な事項を書面により通知するものとする。

(直接預託L G契約に係る猶予額の預託の指示)

第37条の5 当社は、商品市場における取引の公正を確保するため必要があると認めるときは、清算参加者、非清算参加者又は委託者等と直接預託L G契約を締結した銀行等又は当該清算参加者、非清算参加者又は委託者等に対し、所要の取引証拠金に相当する金額又は前条第2項の規定により預託を猶予した取引証拠金を当社に預託すべき旨を指示するものとする。

(直接預託L G契約に伴うその他の取扱い)

第37条の6 前4条のほか、直接預託L G契約に関し必要な事項については、当社が別に定めるところによるものとする。

第5章 雑則

(利息)

第38条 当社は、清算参加者から取引証拠金として預託を受けた金銭及び充
用有価証券等、その他の金銭に対しては、その利息を支払わない。

(取次者に対する適用)

第39条 清算参加者は取次者に対してこの規則を遵守させなければならない。

(商品清算取引に対する適用)

第40条 商品清算取引の委託の取次ぎについては、この規則に特に定めのある
場合を除き、商品清算取引を委託した会員等を当該商品清算取引に係る商
品市場における取引の取次ぎを行う者とみなして、第2章から第3章までの
規定を適用する。

(取引証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する必要事項の決定)

第41条 当社は、この規則に定める事項のほか、商品市場における取引に係
る取引証拠金及び未決済約定の取扱い等に関して必要がある場合には、所要
の取扱いについて規則により定めることができる。

(改正権限)

第42条 この規則の変更は、取締役会の決議をもって行う。ただし、変更の
内容が軽微である場合は、この限りでない。

附 則

附 則

この取引証拠金等に関する規則は、平成17年5月1日から施行する。

附 則

第20条（取引証拠金に係る返還請求権）及び第21条（委託分及び商品清算取引分の取引証拠金の額の申告）の変更規定は、平成17年11月9日から実施する。

附 則

第12条（取次者に係る取引証拠金の預託）及び第20条（取引証拠金に係る返還請求権）の変更規定は、平成18年4月4日から実施する。

附 則

平成18年11月30日開催の取締役会において決議された第14条（取引証拠金の預託時限）及び第18条（取引証拠金の預託時限）の変更規定は、平成18年12月26日から実施する。

附 則

平成19年2月27日開催の取締役会において決議された第30条（委託分の取引証拠金に係る返還請求権の特例）の変更規定は、平成19年2月28日から実施する。

附 則

第30条（委託分の取引証拠金に係る返還請求権の特例）の変更規定は、平成19年7月27日から実施する。

附 則

平成20年6月30日開催の取締役会において決議された第6条（委託分の取引証拠金）、第17条（商品清算取引分の取引証拠金の維持）、第30条（委託分の取引証拠金に係る返還請求権の特例）及び第31条（取次者に係る委託分の取引証拠金に係る返還請求権の特例）の変更規定は、平成20年9月1日から実施する。

附 則

平成21年3月19日開催の取締役会において決議された第14条(取引証拠金の預託時限)の変更規定は、平成21年5月7日から施行する。

附 則

平成22年6月1日開催の取締役会において決議された第10条(自己分の取引証拠金の預託)、第11条(委託分の取引証拠金の預託)、第35条(差換預託LG契約に係る契約額の届出)、第36条(差換預託LG契約に係る猶予額の預託の指示)及び第37条(差換預託LG契約に伴うその他の取扱い)の変更規定及び第37条の2(直接預託LG契約)、第37条の3(直接預託LG契約の申請及び承認)、第37条の4(直接預託LG契約に係る契約額の届出)、第37条の5(直接預託LG契約に係る猶予額の預託の指示)及び第37条の6(直接預託LG契約に伴うその他の取扱い)の新設規定は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

平成22年10月29日開催の取締役会において決議された第1条(目的)及び第10条(自己分の取引証拠金の預託)第2項の変更規定並びに第22条の2(自己分の受渡代金等の預託)、第22条の3(委託分の受渡代金等の預託)、第22条の4(取次者に係る受渡代金等の預託)、第22条の5(商品清算取引分の受渡代金等の預託)、第22条の6(受渡代金等に係る返還請求権)及び第33条の2(受渡代金等に係る返還請求権の特例)の新設規定は、平成23年1月1日から施行し、第2条(定義)、第4条(取引証拠金維持額及びSPAN証拠金額)、第5条(自己分の取引証拠金維持額)、第6条(委託分の取引証拠金維持額)、第7条(委託者の預託必要額)、第8条(取引証拠金維持必要額及び預託必要額の総額)、第10条(自己分の取引証拠金の預託)第1項、第11条(委託分の取引証拠金の預託)、第12条(取次者に係る取引証拠金の預託)、第13条(商品清算取引分の取引証拠金の預託)、第15条(自己分の取引証拠金の維持)、第16条(委託分及び取次者の取引証拠金の維持)、第17条(商品清算取引分の取引証拠金の維持)、第18条(取引証拠金の預託時限)及び第21条(自己分の取引証拠金維持額の通知並びに委託分の取引証拠金維持額及び預託必要額の申告)の変更規定並びに第10条の2(委託分及び商品清算取引分の取引証拠金の預託)の新設規定は、平成23年1月4日から施行し、その細目については当社が別に定める。

附 則

平成22年12月24日開催の取締役会において決議された第11条(委託

分の取引証拠金の預託)、第12条(取次者に係る取引証拠金の預託)、第13条(商品清算取引分の取引証拠金の預託)、第16条(委託分及び取次者の取引証拠金の維持)、第37条の2(直接預託LG契約)、第37条の3(直接預託LG契約の申請及び承認)、第37条の4(直接預託LG契約に係る契約額の届出)、第37条の5(直接預託LG契約に係る猶予額の預託の指示)及び第37条の6(直接預託LG契約に伴うその他の取扱い)の変更規定は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

平成25年5月30日開催の取締役会において決議された第34条の2(決済方法の変更等)の新設規定は、平成25年6月28日から実施する。

附 則

平成25年4月18日開催の取締役会において決議された第2条(定義)、第3条(取引証拠金の目的)、第5条(自己分の取引証拠金維持額)、第6条(委託分の取引証拠金維持額)、第7条(委託者の預託必要額)、第8条(取引証拠金維持必要額及び預託必要額の総額)、第10条(自己分の取引証拠金の預託)、第10条の2(委託分及び商品清算取引分の取引証拠金の預託)、第19条(取引証拠金の区分及び管理方法)、第20条(取引証拠金に係る返還請求権)、第21条(自己分の取引証拠金維持額の通知並びに委託分の取引証拠金維持額及び預託必要額の申告)、第22条の5(商品清算取引分の受渡代金等の預託)、第22条の6(受渡代金等に係る返還請求権)、第23条(支払不能による債務引受停止又は支払不能による取引停止等による取引証拠金の返還の停止)、第28条(差換預託分の取引証拠金等の換金)、第30条(委託分の取引証拠金に係る返還請求権の特例)、第31条(取次者に係る委託分の取引証拠金に係る返還請求権の特例)、第33条(委託分の取引証拠金の取扱い)、第37条の3(直接預託LG契約の申請及び承認)、第37条の4(直接預託LG契約に係る契約額の届出)及び第40条(商品清算取引に対する適用)の変更規定並びに第33条の3(遠隔地仲介非清算参加者の海外顧客に係る取引証拠金等の取扱いの特例)、第33条の4(海外顧客に係る取引証拠金の取扱い)、第33条の5(差換預託分の取引証拠金等の換金)、第33条の6(差換預託分の取引証拠金等の取扱いの特例)、第33条の7(海外顧客分の取引証拠金に係る返還請求権の特例)、第33条の8(移管された未決済約定に係る取引証拠金の返戻等)及び第33条の9(受渡代金等に係る返還請求権の特例)の新設規定は、平成26年3月31日から施行する。

附 則

平成28年5月26日開催の取締役会において決議された第5条(自己分の取引証拠金維持額)、第6条(委託分の取引証拠金維持額)、第7条(委託者の預託必要額)、第11条(委託分の取引証拠金の預託)及び第37条の2(直接預託LG契約)の変更規定並びに平成28年6月30日開催の取締役会において決議された第1条(目的)、第2条(定義)、第3条(取引証拠金の目的)、第10条(自己分の取引証拠金の預託)、第10条の2(委託分及び商品清算取引分の取引証拠金の預託)、第14条(取引証拠金の預託時限)、第19条(取引証拠金の区分及び管理方法)、第20条(取引証拠金に係る返還請求権)、第22条(委託者の委託及び非清算参加者の商品清算取引に係る商品市場における取引に関する事項の報告義務)、第22条の2(自己分の受渡代金等の預託)、第22条の6(受渡代金等に係る返還請求権)、第40条(商品清算取引に対する適用)及び第41条(取引証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する必要事項の決定)の変更規定は、平成28年7月25日から施行する。